

食安輸発第0331001号
平成18年3月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記について、平成18年度においては、下記のとおり実施することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知については、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、見直しを行うことを申し添えます。

記

1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 検査命令の対象及びその内容

別表1に定める製品検査の対象食品等については、全輸入届出に対して、同表の検査の項目を同表に定める内容に従い、登録検査機関の検査を受けるよう命ずること。

3 その他

本通知により示した検査命令の対象食品等以外のものであって、輸入届出の審査の際に検査を命ずる必要があると判断された場合にあっては、別途、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室あて照会すること。